

地域国際化推進アドバイザー派遣に伴うオンライン会議システムの利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（以下「協会」という。）が実施する、地域国際化推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）派遣に伴うオンライン会議（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムを利用した会議をいう。）システムの利用において、必要となる事項を定めたものである。

(対象業務)

第2条 協会で行うアドバイザー派遣業務を対象とする。

(利用者)

第3条 利用者は協会が承認した者に限る。

(実施方法)

第4条 オンライン会議実施に際し必要な機器（パソコン、タブレット、携帯電話等）および通信回線等は、原則、参加者が準備したものを使用する。（費用の負担）

第5条 会議等に係る費用（通信機器及び通信費）は、利用者の負担とする。ただし、アドバイザーへ支払う経費（交通費、謝礼金等）については、他の要綱、要領で定めた内容に従うものとする。

2 アドバイザーが遠隔地から講演等を行う際に、会場を使用して発生した費用については協会の負担とする。

(個人情報等の取扱い)

第6条 オンライン会議システムを使用する場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとする。また、セキュリティソフトの導入等により、外部及び内部からの不正アクセスを防止するなど、情報セキュリティ対策を行うものとする。

(その他)

第7条 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

附則 この要綱は、令和2年5月14日から施行する。